

平成27年度第2回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成27年11月13日（金曜日）10時00分～12時00分
- 2 場 所 大和市役所 5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 16人
（中林委員、野澤委員、栗山委員、小菅委員、中川委員、松本委員、井上委員、佐藤委員、山田委員、渡辺委員、臼井委員、小川委員、古谷田委員、松原委員、池田委員については大和警察署から三上圭司氏が、沼田委員については、厚木土木事務所東部センターから吉田明広氏が代理出席）
事務局 11人
（街づくり計画部長、他担当4人 関連課6人）
- 4 傍聴人数 2人
- 5 議 題 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
- 6 会 議 録 別紙のとおり
- 7 会議資料 **【事前配布分】**
・大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
・第7回線引き見直しについて
【当日配布分】
・次第
・委員名簿（裏面会議録署名委員輪番表）
・座席表
・保留区域の状況について
・大和市における「立地適正化計画」検討の方向性について

< 議題 >

大和都市生産緑地地区の変更について(諮問)

< 結果 >

大和都市計画生産緑地地区の変更について、審議した結果、諮問案のとおり答申する。

< 審議経過等 >

大和都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)

～事務局の説明～

(委員)

資料1-2の図2、箇所番号170は、都市計画道路にかかっているように見えるが、都市計画道路部分だけでも買収しておかないのか。

(事務局)

こちらの生産緑地は、都市計画道路三ツ境下草柳線に接している。面積的には、約5㎡ぐらいである。今回、申し出が出た時点で買取るかどうか検討したが、財政的にも難しいということで、結果として買取らず制限解除となったものである。

(委員)

いずれ道路の拡幅の際には、あらためて買収するということでよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

都市計画道路に建物がかからないように指導しておかないと、買収の時点で大変だと思う。

(事務局)

現地は開発道路を西側に設けて、分譲住宅を造るような計画を進めているようである。セットバックも、20cm程度で、事前相談では建物にはかからないような計画であると聞いている。

(委員)

壁面ではなく、軒が出ないようにしないといけないので、都市計画道路がいつ完成するかわからないが、そこだけは都市計画として配慮しておいていただきたい。

(委員)

他にご意見はないか。

(委員)

本諮問案件については、ある意味やむをえないと思う。生産緑地の重要性については、皆さん認識していると思うが、必ず年1回少しずつ減っていくことに対して、なかなか手が打てない。

東京都の特別区などでは、生産緑地法の面積要件の500㎡では厳しいことから、生産緑地の指定基準の面積を500㎡以下に緩和していく動きがある。これは、東京都が国家戦略特区の一環として、特区制度(都市農業特区)を活用して、法のしくみを緩和していく非常に重要な取り組みである。

大和市においても、生産緑地の重要性に鑑み、少しでも農地所有者に政策的な手を差し延べるような考えがあるのか聞きたい。

(事務局)

生産緑地については、生産緑地の持つ緑地機能に着目して今まで指定してきた経緯がある。基本

的に、緑の基本計画、都市計画マスタープラン等に位置づけられている都市施設であれば、買取るのが本来であるが、それらに該当しない場合は、財政的な面からもなかなか買取りできないのが現状である。

当初指定時が申し出による指定ということもあり、公共施設の計画に位置づけられていないことも買取れない理由の1つである。今回の事例などもそうだが、市としては買取り申し出が出されても買取れず、生産緑地は年々減ってしまう。そのため、具体的な施策については打ち出せていないのが現状であるが、農地については防災上の観点から、危機管理課において防災時の一時避難場所や復旧用資材置場として防災協力農地の指定も進めている。そのような観点からも、生産緑地の指定要件の拡大については、今後、検討していく必要があるかと考えている。

(委員)

ぜひ積極的な政策検討をしていただきたい。

(委員)

当初指定からあと7年後には多くのところがいつでも制限解除できるということで、それまでにしっかりと準備をしていただきたい。生産緑地に対しても、政策的に考えていかなければならないと思う。大和市にあてはまるかわからないが、市が農地を持ち、地場で給食に使う食材を作っている自治体もある。都市計画だけでなく、庁内連携していかなければならないと思う。そういった点にも着目して、今後指定後30年の制限解除適用までの間に検討していただきたい。

(事務局)

生産緑地は、市街化区域に残された貴重な緑地ということで都市計画に位置づけられている。一方、営農していただかなければならないということで、農業施策との連携という問題も出てくると思う。当初指定の告示から30年は、あと7年先である。

東京都の区部と神奈川県とは状況が違うと思うが、大和市についてはそれに近い市街地が形成されている。県内でも座間市など近隣の市は同じような状況だが、少し西の方に行くと市街化調整区域の農地が多く同じ状況ではない。

あと残り7年に向けて調整していかなければならないという思いは持っている。それは、生産緑地の指定要件であったり、面積要件であったり、農地の形状も含めて研究していく必要がある。

後ほど、立地適正化計画の報告でも触れるが、大和市は、すぐに人口が減少するということはないが、これ以上の住宅供給に対する需要がなくなってくる状況の中では、市街化区域にオープンスペースがあるということが、防災の面で非常に重要なことなので、いただいた意見を踏まえて庁内で十分調整しながら、近隣自治体や県とも協議し、要望するなど働きかけていきたい。

(委員)

食べ物、特に農産物は、鮮度に勝るものはない。最近、地産地消という考えに、都市農業とレストランなどを直接結ぶ動きがある。レストランと生産者との出会いの場を作る努力が生かされている。

この都市計画審議会の経緯を見ても、生産緑地が縮小していく中で、農が衰退していくネガティブなイメージがあるが、これからは農が都市、住居に近いということでよい出会いの場となれば、もっと農が楽しく豊かになるとも考えられると思うが、その辺は農業振興の担当部署がやられることかもしれないが、いかがか。

(事務局)

今年度農業振興計画の見直しを行っている。本日は、主に市街化区域内の農地ということで、生産緑地についてご審議していただいているが、生産緑地を含む市街化区域内農地の他にも、市街化調整区域内農地、また、農業振興地域の中には農用地区域に指定されているところもある。都市農業をどのように進めていったらよいのかを検討しながら、農業を振興するための計画を作成している。

近年担い手不足などで営農が困難な農家が多い中、大和市においては熱心に営農している農家もあることは、アンケート等においても把握している。生産の場と消費する場が近いということで、横浜市からも新鮮な野菜を買いに来られることも多いと聞いている。まさに、地産地消である。そういった中、農業の振興を進めて行くうえで、当然都市計画と農業との調整、調和を図りながら進

めていく必要があると考えている。

(委員)

他に意見はないか。

(委員)

都市計画審議会としては、生産緑地が先ほど説明があった理由で廃止あるいは縮小になることから、その案件について変更決定するわけだが、生産緑地法の趣旨からいくと、将来に備えた公共用地になる土地をリザーブするということ、その空地が日常的な環境あるいは災害時の環境を含めて、市街地環境に貢献するということが都市計画として確保するものである。そして、指定されている間は税金を免除する、農地として課税評価するということが、30年間営農するという条件が課されている。問題は当初指定されたものがあと7年で30年という期限が切れるので、その際に一斉に制限解除になるのではないのかとの懸念があり、その時点でどうするのかということである。

大和市は、総合計画基本構想で健康都市を目指すわけであるから、新鮮で無農薬型の野菜を給食とかレストランなどで使うことで体の健康にも役立ち、また市民農園として農地を市民に貸し出し市民が自ら野菜を作る、これほど、野菜に愛着が湧くことはないと思う。また、体を動かす場にもなり、二重に「健康創造都市やまと」としては効果がある。

1つの方法として、都市の農業を振興していく区域を設定して、その中の生産緑地を農業公園として借り上げて、市民農園として活用する方法である。規模は大きいものに限られるかもしれないが、農地としての公園化を図るところまで広がっていると思われる。都市の中に農業を営む場があることは市民の生活にとって重要な意味を持つものだと思うので、是非農業としての振興だけでなく、都市計画に関わる対応として7年後手遅れにならないように進めていただきたい。

もう1点、資料1-2の図5、箇所番号154だが、縮小される黄色い部分の両隣(北側及び東側)の、もと農地と思われるところは位置指定道路もあり、宅地化が進んでいる。防火、消防の面から言えば、今回開発されるであろう黄色の部分にもう1本道路が通っていて通り抜けできるようになっていると、より利便性と安全性が高まると思う。是非、開発指導ということで、開発審査担当にはこの点に配慮いただきながら、指定解除後の市街地形成を誘導していただきたい。

(委員)

ほかにご質問ご意見はないか。なければ質疑を終了する。それでは諮問案どおり答申してよいか拳手をお願いする。

(委員全員拳手)

(委員)

出席委員全員が賛成なので本案件については諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。

2) 第7回線引き見直しについて(報告)

~事務局の説明~

(委員)

資料の2-1、2-2はいわゆる線引きについての報告である。都市計画では、市街化区域と当面市街化を抑制する市街化調整区域に分かれている。大和市には調整区域が大きく4つあるが、そのうちの内山地区と中央森林地区への保留設定など、線引き見直しについての全体説明が資料の2-1である。内山地区と中央森林地区については、保留区域は全域でなく一部か。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

保留区域は、市街化調整区域から市街化区域へと移行していくために保留している区域だが、市

街化区域に向けてどういった街づくりをしていくのかということ、地元の地権者の皆さんと協議しながら推進していくことを示したものが資料の2 - 2である。

(委員)

内山地区の今後の取組みに、条件が整ったら市街化区域に編入するとあるが、公共施設整備等というのは、主に都市計画道路を整備することが課題か。

(事務局)

そのとおりである。計画的に市街地形成を図っていくということで、編入する部分については、都市計画道路の整備に合わせて下水道も整備していくことになる。

(委員)

昔、計画を作った時の発想でいうと、市街化調整区域を市街化区域に編入するには、基盤整備が必要とある。区画整理と街路事業を合わせて実施することで道路と市街地が整ったものになるが、内山地区は住居が多く、区画整理がかなり難しいのではないかと思う。どうやって必要な道路等を整備しながら、環境に良い街を作っていくか。ルールを都市計画法に基づく地区計画等、内山地区だけの都市計画として機能させる。それをもって最低限の基盤整備を図ることで、区画整理を免除するような仕組みで街路整備を独自に事業としてやっていく。合わせて地区計画でどんな街を作るのか、これを今地権者の皆さん、協議会の皆さんとお話を詰めている段階にあるのだと思う。中央森林地区は内山地区ほど住居は無いと思うがどうか。

(事務局)

保留設定した部分は、ほとんどない。

(委員)

中央森林地区の方がある意味では、地権者等の意見がまとまりやすい状況にあると思うが、勉強会が始まっているということなので、内山地区よりは、これからといった感じである。

それではご質問が無いようなので、第7回線引きについては以上にさせて頂きたいと思うが、なるべく素晴らしい街が出来上がるよう皆さんの意見を伺いたいと思うので、いきなり諮問という流れではなく進捗状況等を是非ともご報告願いたい。

3) 大和市における立地適正化計画の検討の方向性について(報告)

～事務局の説明～

(委員)

立地適正化計画は、昨年の都市再生特別措置法の改正に伴って出てきたもので、全体としては人口減少時代に無駄のない都市を作ろうというものである。地方都市と大都市では状況が違い、最初の入口が違っている点がある。地方都市はコンパクトシティをいかにして実現するか、というのが一つの課題であるが、大都市でも高齢化が進行していることに対応して適切な場所に適切な施設を配置し、高齢者の移動手段を確保するのが大きな方向かと思う。もう一つは、総合計画や我々の都市計画にしても、都市計画マスタープランというのがある。マスタープランというのは、例えば、20年後にこんな街にしたい、といった計画だが、それを具体的にアクションプランとして、どの事業を優先してやるのかを考えると、そういう事業プログラムの意味合いから、この立地適正化計画という発想が適していると思う。

立地適正化計画に基づいてプロジェクトを位置づけることで、国等の補助金の優先順位が若干付いてきて展開されていくと思われる。そこで、大和市立地適正化計画を決定する手続きにおいて、この都市計画審議会はどういう立場になるのか。説明して意見を聞くだけということなのか、または議会で決定するものなのか。

(事務局)

立地適正化計画については、策定自体は任意であり、庁内の合意形成を諮る必要はあるが、都市計画審議会における諮問答申というものは必須ではない。しかしながら、都市再生特別措置法の中では、立地適正化計画を作成しようとする時は、「都市計画審議会の意見を聞かなければならない」

とあるので、委員の皆さんの意見を聞きながら策定して公表する予定である。

一方で、立地適正化計画において、特定の区域内に必要な都市機能を定めようとする際は、容積率を緩和することが可能となることから、既存の都市計画の変更手続きも必要となる。その際には、都市計画審議会で審議いただくことになる。

（委員）

ということは、都市の機能整備、あるいは施設整備に関連して、重要な審議会としているので、ぜひともいろんなご意見を出していただき、最終的に原案素案ができた段階では、全体を通した説明をしていただきたい。法的な意味はないが、審議会の了承を得て決定する、というような捉え方でよろしいか。

個別の都市計画事業を実施しようとするときは、その案件だけが審議会の諮問事項として決定されるのだが、その前段にこういう大きな新しい街づくりのプログラムがあるということだと思う。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

基本的な取り組みは大変結構だと思うが、地方都市ではなくて大都市圏周辺都市における立地適正化計画の必要性については、コンパクトシティの話だけではなくて持続可能な都市を官と民で一緒に作っていくというような取り組みにしていければよいと思われる。

その上で質問だが、昨年8月に都市再生法ができ、同じ時期に大きな流れとして「まち・ひと・しごと」地方創生というのがあったが、地方版総合戦略というような地方創生で今年度すでに1千700億円の交付金が自治体に交付されており、来年度は新型交付金ということで1兆7千億円のお金が1700の自治体に配分されている。1自治体約10億円である。どこも「まち・ひと・しごと」地方創生のお金を上手に使う立地適正化計画で事業をいくつかやるというような動きがある。志の非常に高いところは、立地適正化計画と「まち・ひと・しごと」地方創生の「まち」の部分をミックスして政策誘導していくような大きな流れがあるが、国からの交付金もあるので、何かそのあたりで地方版総合戦略等を、この立地適正化計画の中でどういう形で連携誘導していこうとしているのか、可能な範囲で考え方を聞かせたい。

（事務局）

まず、地域創生の総合戦略については、市の政策部で策定作業を進めており、総合戦略の中のまちの部分について、立地適正化計画の中で具体的に計画立案を進めていくというような位置づけになる。総合戦略の策定も終盤に差し掛かっているので、随時打ち合わせをしながら、相互の計画案について、違う方向にならないよう調整している状況である。

具体的にどのような事業を進めていくかについてはまだ定まっていないが、直接、民間事業者に補助金が行く制度もあることから、今後の立地適正化計画を策定していく中で、必要な施策について、高齢化率等を勘案しながら、ある程度区域で誘導して、区域内の街づくりを進めていければと考えている。

国は自治体に対して、地方版の総合戦略、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、公共施設の総合管理計画、この4つの策定を自治体に求めてきている。いずれも人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化に対する更新費用の問題があり、課題に対する答えを出しなさいというものである。

それぞれの計画のアプローチの仕方は違うが、課題というのは同じである。ただし、総合戦略の方は、それに雇用や転入促進なども含め、より積極的な政策を今年度中に打ち出さなければならぬので、現在大急ぎで作成しているところである。

立地適正化計画というのは、先ほど説明したように町丁目、ミクロで人口を推計し、そういったものが今後、例えば公共施設等の総合管理計画を作るときに活用していくことになる。立地適正化計画でしっかりと将来の姿とか地域の姿を示していくのは、これからの作業となる。

公共交通網形成計画については、大和市は既に先行して総合交通戦略を策定しており、昨年の3月に国に認定されているので、それを活用すればよいと考えている。いずれにしても、それぞれの計画の策定において、内部で十分調整をしなければならないと考えている。

（委員）

前回も「大和市で作らなければならないのか」という質問をしたと思うが、今の質疑を聞いて、

皆さんも理解が深まったような気がする。補助金が関係してくることもあるので、作らざるを得ないというのは一方でわかるが、計画論として見たとき、最初の事務局からの説明だけだと、都市計画マスタープランがあるのに何故これを作らなければいけないのか、という疑問は相変わらず市民の方が聞いたときに解らないと思われる。そこは明確にしなければならないことであり、基本的に計画論で見たとき、学会でも議論になっているが、都市計画マスタープランの役割は何だったのかという話と、先ほど線引きの説明があったが、現に線引きされている中で居住誘導区域などの線をまた引くということは誰も評価していないと思う。その点は行政の方は十分に分かっている、あるいは都市計画の専門家の集まりである都市計画審議会の委員の皆さんはある程度分かっているにしても、市民にどのように説明をしたら、しっかりと理解をしていただけるのか、という点について考えていかないと、税金の無駄使いといった批判にもなりかねないので、気を付けた方がよいと思っている。是非そのあたりの理論武装をして作業を進めていただきたい。

(委員)

質疑を聞いて理解が深まっているが、こういう立案というのは理解されてはじめてそれが良いものか悪いものか方向性が位置づけられていくと思う。先ほどの説明で、基になっている図というのはどこが作っているのか。

(事務局)

作成については、コンサルタントに委託をしている。

(委員)

この図は縮小して表示してあることで、委員の方には、大変見づらく、説明を聞いてもわかりづらい。

カラーで図を出されるなら、もう少し大きく、基になっている図を出した方が理解しやすいと思う。この審議会で理解を深めることが一般市民の理解につながるようになると思われるので、審議会に対する情報の発信の仕方から変えてもらいたい。また、重要な資料であれば、もっと明快に文字が見えるようにしてもらいたい。

(事務局)

少し小さい概要版という形で、第1回目の中間報告とさせていただいた。次からもっと大きくてわかりやすい図面の表示など、提案方法を含めて考えてまいりたい。

(委員)

立地適正化計画について、2つの区域の違いについて説明があったが、基本的には居住誘導区域と都市機能誘導区域を地域の特性に合わせて設定していくと思う。その具体的な誘導施策を含めて検討していくということだが、今後より詳細に検討していくことが必要ではないかと思う。計画というのは計画して終わるというものではなく、実現をしていくための具体的な施策とか、個別の施策を絡み合わせながら進めることが必要である。その部分については、この立地適正化計画に合わせて、より具体的な検討を進めていくことを是非ともお願いしたい。

(事務局)

確かに居住誘導区域と都市機能誘導区域は計画上定める必要があるが、我々はそれが目的化するのとは違うと考えており、すでに都市計画制限があり、その中に居住誘導区域という新たな線引きを行うのは、市民等に受け入れていただくのは非常に難しいのではないかと考えている。そういう意味でいうと大和市は、すでに現状がコンパクトな町なので、改めてコンパクトシティを推進していくというよりも、都市部におけるマスタープランレベルの計画を作っていくことになると思われる。

都市計画で色々な規制を定めるといった方法よりも、より具体的な考え方のようなものを打ち出せればと考えている。また、今回の立地適正化計画は、都市計画マスタープランを高度化したものと国は言っているので、今後その違いというものが明らかになっていくと思っている。

(委員)

持続可能な社会を作っていくという観点から、この立地適正化計画は、居住誘導区域と都市機能誘導区域を位置付けることとしているが、現実的には、昨今の高齢化社会において地域包括ケアシステムを作るとか、子ども子育てについて地域で包括的に行っていくとか、また、障がい者についてはインクルーシブ教育システムを取り入れていくとか、このような様々な取り組みについて、こ

れからの社会の中で考えていくには、地域が大変に重要な部分を占めてくると思われる。

資料では、たとえば医療施設については、市内のほとんどの区域が徒歩圏内に入っているということだが、具体的に病院の位置を示していただいて、あわせて地域をもう少し細分化して示していただくことによって、どの地域に何が足りないのかがわかりやすくなると思う。そして、地域ごとに本当に必要なものは何なのか、この都市計画審議会で考えていくものではないかと思う。市民が、自分が暮らしている地域の中で、様々な施設が充実し完結していると思える地域を作ろうというのが、この立地適正化計画の元々の考え方なのだと思っていた。

大和市はそもそもコンパクトな都市だということは理解できる。ただ、その中でさらに、子育て世代や障がい者の方々も、自分の地域で暮らし続けることができるよう、立地適正化計画の中で、医療施設、高齢者施設、商業施設などの様々な施設を、地域ごとにコンパクトにまとめていくことだと思っていたが、いかがか。

(事務局)

中心拠点や、地域の拠点、生活圏というのは、色々な段階があると思われる。先ほど指摘を受けた地図だが、医療施設といっても色々な医療施設があり、それをプロットして、本当にどのような医療施設なのか、どのような福祉施設なのかを確認し、同じような機能を持った施設が色々な地域にバランス良く配置されているとは必ずしも言えないので、ご指摘があった通り、もう少し地域を細かく見る必要がある。

今まで人口が減少する、あるいは高齢化が進むというのは、全体を通してぼんやりと話していたことを、今回町丁目別ごとに検討をしているので、まさにそういったところを中心に地域の色を出していくのが、特徴であると考えている。今までの高度成長の中で、市も色々な施設を作っている。土をいじりながらの生活を希望する人、駅前で多くの機能があるところで便利に暮らしたい人など様々なライフスタイルがあるので、そういった地域の色を、人口などの分析に基づいて出していくのがこの計画の特徴と考えている。

(委員)

街づくりについても、需要対供給が大事と感じている。大和市は出かけるには便利な町だが、あえてここで大きなショッピングモールとか、海老名ではらぼーとが出来たが、あのような施設を作ってほしいという需要が市内では無いと感じる。何かあったときにすぐ病院に通えるとか、安心して子育てができるとか、そういう町の中で、暮らしていくことができる街づくりを一緒に進めていきたいと感じている。もちろんこの審議会の中でも話をしていきたいと思うし、より多くの市民の方から意見を取り入れる場を作っていければと思う。

(委員)

来年度にかけて計画を作っていくということなので、また、審議会のたびに、状況報告等をしていただきながら進めていっていただきたい。全体の意見としては、大和市は元々コンパクトシティである。駅の数だけを見たらこんなにたくさんある町などはほとんど無く、市内に小田急線と相鉄線、東急田園都市線が走っている。きめ細かく立地の適正化を図るというのは、駅勢圏、駅を中心にして、資料3の1ページ目の右上に立地適正化計画の模式図を見ると、真ん中に駅があるが、つきみ野駅、中央林間駅、大和駅、相模大塚駅、桜ヶ丘駅、高座渋谷駅などそれぞれを中心にどれだけコンパクトに、歩いて機能を共有して生活していけるのか、そういうことを改めて見直す必要がある。

そういう意味では私たちの審議会の基本にあるのが都市計画マスタープランであるが、その中には、都市全体の都市計画の方針と同時に地区別方針があるが、一つの地区が2、3の駅でまとめられている。それをもう少し細かく見る、そういったところから入っていく計画であり、それぞれの地区で足りないものは何かというようなことを見直ししながら機能の適正配置、居住の場所を適切に誘導していくことにつなげていく必要がある。都市計画審議会からいうとマスタープランの地区別構想をこの際もう少し細かく見直してみると、それには多分地域の皆さんの想い、こういうことが不便だとか、こういうのがあるとすごく生活しやすくなる、というようなことも、可能な限り伺いながら、立地適正化計画に位置付けていくということが大事である。

誘導という必ず規制緩和が出てくるが、今回の立地適正化計画では、緩和だけが誘導ではなく、規制強化するというようなことも在り得るのではないかと。先ほどの高齢化地域はどこにあるかというと、駅から少し離れたところが高齢化しているが、そちらに若い人口を誘導して拡散化し、むしろ駅周辺にもっとコンパクト化するというようなことも必要である。実際には高齢者が一戸建ての面倒を見るのが大変になって家を売って駅前のマンションに入って鍵ひとつで管理できるなんて、

こんな楽な生活はないという動きをされている高齢者の方もいる。空き家の問題やマンション建設の問題等と併せて、これからの時代に合わせ、どのように適正化をしていったらよいかということ駅ごとに検討していただきたい。

メリハリを効かした都市づくり、これまでの都市計画マスタープランは、言葉はメリハリがあるのだが、手法としての都市計画の道具はあまりメリハリが無い。駅から遠い所でも宅地化して整備してきた過去の経緯があるかと思うが、そのあたりの転換の仕方も含めて少しきめ細かく見ていくことが大事だと思う。国の今の動きでいうと、先ほど委員がおっしゃった地方創生、もう一つ補助金で誘導している動きが国土強靱化、そして今回の立地適正化、と3つある。自治体としてそれらを賢く活用しようということであるが、国土強靱化地域計画というものについても少し視野を広げて、全体として快適で安全で安心して住めるような大和市を考えていただきたい。

大和市は何となく地盤が良くて災害のイメージが無いが、高齢化や空洞化が進むとかで社会自体は脆弱化しているように見えるので、そういう観点から、国への対応も含めて考えていただきたい。立地適正化計画だけではなく、先ほどの話のように「まち・ひと・しごと」の「ひと・しごと」というのが主題であり、そこを含めた持続可能な大和を作るということと、どんな災害にも負けない大和を作るということを、併せもってはじめて立地適正化が図られると思う。まだ少し時間があるので、是非とももっと検討いただくと同時に、まちの部分については我々都市計画審議会が一番係わりが深いので、是非とも途中報告を頂きながら皆さんのご意見を伺っていきたい。

(委員)

様々な計画は非常に結構だが、一つの大きな問題としてはコスト意識が大事だと思われる。老人ホームにしても子供の託児所にしても、結局採算が取れない、ということが最近よく言われている。色々な施設を作るとするのは委員からも話があったが、医療設備がどの地域にもあるというのは非常に結構だが、採算が取れないと難しい。理想は良いが、物事を進めるうえで、是非コスト意識というものを取り入れてご検討いただきたい。

(委員)

払う側は払いたくない、やる側はしっかり仕事分だけが欲しい、コストバランスというものが非常に大事だというご指摘だと思われる。ニーズとサプライの関係としては是非コスト面も含めてお考えいただきたい。

以上で傍聴人の方は退出をお願いします。退出に際しては、会議次第以外の資料については回収させていただきます。

～傍聴人退出～

(委員)

次第の6 その他であるが事務局から何かあるか。

(事務局)

特にない。

(委員)

特にないということなので、以上で本日予定していた議事はすべて終了した。

以上で本日の審議は終了とする。

～以上～